

バレンタインジャンボ
2/2水～3/4金まで発売中

1等・前後賞合わせて
3億円
インターネットからも購入できます
詳しくは 宝くじ公式サイト

宝くじの収益金は、高齢化・少子化対策や環境保全事業などの貴重な財源として活用しています
問 財政企画課 ☎214・8111

記念樹プレゼント

誕生や結婚、新築など、人生の節目を迎えられた方に記念の苗木を差し上げます。

●対象 令和2年2月1日～令和4年1月31日に次の記念を迎えた方①誕生、小学校入学（令和4年度に入学する方を含む）②結婚、銀婚、金婚③賀寿（還暦・古希・喜寿・米寿）④新築等（市内に住宅を新築または戸建て住宅を購入された個人の方。マンション購入は対象外）

●同一の記念で再度申し込むことはできません ●交付場所 せんだい農業園芸センター ●樹木 コデマリ、ドウダンツツジ、ヒメシヤラ、モッコウバラ、ガーデニア（クチナシ）、キンモクセイ ●本数 ①～③各1本 ④3本 申市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総

国際交流事業等に補助金を交付します

期	事業実施時期	募集期間
1	4月～令和5年3月	2/1～28
2	7月～令和5年3月	5/1～31
3	10月～令和5年3月	8/1～31
4	令和5年1月～3月	11/1～30

土・日曜日、祝休日を除く

●対象 主に市内で活動し、構成員の過半数が市内にお住まいか通勤・通学している団体 ●補助金の上限は10万円 ●申請方法など詳しくはお問い合わせください 問 仙台台観光国際協会 ☎268・6260

Jアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた全国一斉情報伝達試験を2月16日（水）午前11時に実施します。

当日は、市ホームページ、危機管理周知ツールへ試験電文が配信されるほか、市東部に設置している屋外拡声装置より、試験音声を送ります。あらかじめご了承ください。

問 危機管理課 ☎214・8519

新型コロナウイルス感染症における主な支援制度

◆住民税非課税世帯等への臨時特別給付金および冬季生活助成金を支給します

住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を1世帯当たり10万円、灯油購入等のための冬季生活助成金を1世帯当たり5,000円、合わせて支給します。

●支給対象 令和3年12月10日時点で本市に住民登録があり、下記の①～③のいずれかに該当する世帯

①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②生活保護を受給している世帯

③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①～③の世帯のうち、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除く

※世帯の全員が施設等に入所している場合は原則、冬季生活助成金は支給対象外となり、臨時特別給付金のみを支給となります

●申請期限 ①②5月31日③9月30日

●申請方法 必要書類を同封している返信用封筒で郵送してください

※①②の対象世帯には、必要書類を1月下旬より順次郵送しています。③の世帯の方は、仙台市臨時特別給付金等事務センター（青葉区一番町4-7-17 SS仙台ビル9階）、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所、総合支所等で配布する書類で申請してください

問 コールセンター ☎0120・489・048（平日8:30～19:00。2月は土・日曜日、祝休日9:00～17:00も対応）

◆緊急小口資金等の特例貸付を行っています

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により収入が減少し、生計維持のために資金が必要な方を対象とした緊急小口資金等の貸し付けの受け付けを、3月末まで延長して行っています。

●申請期限 3月31日

●貸付金額や申し込み方法など、詳しくはホームページ <http://www.shakyo-sendai.or.jp/n/> をご覧ください

問 仙台市社会福祉協議会 ☎080・4478・5025、☎090・6071・5795（平日9:00～16:00）

◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか

①子育て世帯生活支援特別給付金（住民税均等割非課税世帯分）

下記の(ア)(イ)のいずれかに該当し、令和3年3月31日時点で18歳未満（障害のある場合は申請時点で20歳未満）の児童を監護する方に対し、国の制度として、児童1人につき5万円を支給しています。

(ア)令和3年度住民税均等割が非課税の方

(イ)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税となる水準まで収入が減少した方

※支給対象児童1人につき、1回限りの支給となります。②の支給対象となった児童分は対象となりません

②子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

下記の(ア)～(ウ)のいずれかに該当し、令和3年3月31日時点で18歳未満（障害のある場合は申請時点で20歳未満）の児童を監護するひとり親世帯（事実婚に該当する方を除く）に対し、国の制度として、児童1人につき5万円の給付金を支給しています。

(ア)令和3年4月分の児童扶養手当が支給されている

(イ)令和3年3月末時点でひとり親世帯に該当し、公的年金等を受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない（収入の条件有り）

(ウ)申請時点でひとり親世帯に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、ひとり親世帯であった期間に家計が急変し、収入が児童扶養手当受給世帯と同じ水準になった

※支給対象児童1人につき、1回限りの支給となります。①を受給した方は対象となりません

●申請期限 2月28日（必着）（①で2月中に新たに児童を養育することになった方は3月15日（必着）） ●申請方法 お住まいの区の区役所保育給付課・総合支所保健福祉課で配布する申請書（市ホームページからもダウンロード可）で、①(ア)に該当する方で児童手当または特別児童扶養手当の受給者および②(ア)は、各手当の対象児童分はすでに支給済みのため申請は不要です 問 区役所保育給付課、総合支所保健福祉課（☎は10ページ）

合支所、市民センターなどで配布する申込書（ホームページ <http://www.sendai-park.or.jp/>）からもダウンロード可）で2月28日までに 問 仙台市公園緑地協会 ☎293・3583

●追加となる設置場所 イトーヨーカドーアリオ仙台泉店（泉区泉中央1-5-1） ●その他の設置場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください 問 家庭ごみ減量課 ☎214・8229

す。既存の設置場所に加え、2月1日～28日は設置場所が新たに追加となります。

●追加となる設置場所 イトーヨーカドーアリオ仙台泉店（泉区泉中央1-5-1） ●その他の設置場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください 問 家庭ごみ減量課 ☎214・8229

介護の現場で働く方の悩みについて電話による相談を受け付けます

市内の介護事業所で働く方を対象に、仕事に関する不安や悩みについて、実務経験豊富な介護職の先輩が電話で相談に応じる「Date care」をお気軽電話相談窓口を開設します。

●日時 2月14日（月）・15日（火）・17日（木）・18日（金）午後5時～8時、2月16日（水）午前10時～午後4時

●受付電話番号 ☎090・10065・3769、☎080・1802・1736 問 介護保険課 ☎214・8246

未利用の食品を提供してください

市では、家庭や職場での未利用食品を持ち寄り、フードバンク団体などに寄付する「フードドライブ」を実施しています。賞味期限まで1カ月以上ある缶詰、レトルト食品、インスタント麺などのご提供をお願いします

市内において、市役所職員や銀行員などを名乗り、うその電話をかけてATMを操作させ、お金をだまし取る還付金詐欺など特殊詐欺の被害が発生しています。市役所職員など公的機関の職員が、電話で「お金が戻り

特殊詐欺にご注意ください

市内において、市役所職員や銀行員などを名乗り、うその電話をかけてATMを操作させ、お金をだまし取る還付金詐欺など特殊詐欺の被害が発生しています。市役所職員など公的機関の職員が、電話で「お金が戻り

水道管の凍結に注意しましょう

水道管は、気温が氷点下4℃以下になると凍りやすくなります。水道管が凍結すると、水が出なくなり、解凍作業が必要となる場合もあります。日が当たらない場所や風が強く当たる場所にある場合、むき出しになっている場合などは特に注意が必要です。あらかじめ下記の対策をしておきましょう。

●ご自宅の水抜栓の場所と操作方法を確認しておきましょう。水抜栓は、手動のハンドル式と電動式があります

●気温が下がりそうときや、留守にしてしばらく水道を使用しないときは、水抜栓で水を抜いておきましょう

●むき出しになっている水道管や、保温材の付いていないメーターボックスは、発泡スチロール製の保温材などで保温しましょう

水道管が凍結・破裂した際にご相談ください
問 水道修繕受付センター ☎304・3299（24時間受け付け。年中無休）

ます」「ATMに行ってください」といった話をすることはありません。

お金の話が出たら、家には上がらせない、いったん電話を切るなどして、安易に対応しないようにしましょう。

●留守番電話の設定や自動通話録音機等の使用も効果的です

●不審な電話を受けたら、一人で判断せず、警察や家族・友人に相談しましょう 問 市民生活課 ☎214・6148

都市計画の案が縦覧できます

●縦覧期間 2月8日（火）～21日（月）（閉庁日を除く） ●縦覧場所 市役所本庁舎7階都市計画課 ☎214・6148

●縦覧内容 仙台塩田域都市計画用途地域の変更（六丁の目元町地区）、仙塩広域都市計画特別用途地区の変更（六丁の目元町地区）、仙塩広域都市計画高度地区の変更（六丁の目元町地区）、仙塩広域都市計画防火地域および準防火地域の変更（六丁の目元町地区）、仙塩広域都市計画特別緑地保全地区の決定（荒巻仁田谷地特別緑地保全地区、中山二丁目特別緑地保全地区）、仙塩広域都市計画公園の変更（海岸公園）、仙塩広域都市計画地区計画の決定（六丁の目元町地区） ●縦覧期間 都市計画課 ☎214・8294